

おおなん

だより 農業委員会



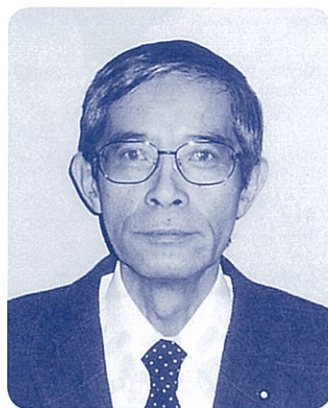
目次

年頭のごあいさつ…………… 2
活動報告…………… 3
意見交換・国へ意見書を提出 4
耕作放棄地実態調査・農地保全 5

私たちの環境農業宣言…… 6
食の安全・安心…………… 7
農林振興課より・編集後記 8

2009年1月 **第7号**

年頭のごあいさつ



邑南町農業委員会
会長 田中正規

新年 明けまして
おめでとうございます。

平素の農業委員会の諸事業に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年一年を振り返ってみますと、中国製冷凍ギョーザの農薬混入事件、加工食品における賞味期限の改ざん、さらに、汚染輸入米が食用に転売されるなど、食の安全・安心が大きく揺らいだ年であったと思います。

また、食糧自給率の低さが問われ、食料のほとんどを外国に依存している現状が大きな問題として取り上げられました。

主食である米においては、充分自給できるにもかかわらず、外国から米を輸入し、一方で転作の面積は増え、また高齢化や後継者不足などで耕作放棄地が増えている実態があります。

さらに、穀物価格の高騰、肥料や燃料、その他農業資材の価格高騰により、農家の経営も限界を超えています。

このようなことから、農業委員会においては、「ミニマム・アクセス米の輸入中止と再生可能な営農を補償する措置を求める意見書」を国に提出したところです。

また、活動の目標として現在の農業の課題である持続可能な農業経営

の実現、担い手の育成・確保、耕作放棄地の発生防止と解消、環境農業・食農教育・地産地消活動の普及を目標として掲げ取り組んでいます。

しかしながら、これらの取組を前進させるためには、農家の皆様、行政、関係する各団体の協力が必要不可欠です。

本年も農業委員会の事業に対し、より一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます、年頭のご挨拶といたします。



活動報告

町内視察研修（羽須美地域）

農業委員会では、町内の農業の状況と実情を把握する目的で町内研修を行ってまいります。今回は十一月二十日に羽須美地域の一部を視察しました。



上口羽の神谷、川角、戸河内の畔場、上田の日南川を訪

問し、棚田や獣被害防止策の見学、集落の状況や農業法人の取り組み、田舎ツーリズムなどについてお話を伺い、羽須美地域の状況について学習しました。

農業情勢の非常に厳しい今日ですが、羽須美の農家の方々の頑張る姿や地域の歴史、これからの都市・農村交流の現場など、普段はなかなか見ることのできない他地域を学ぶ、良い機会になったと思います。今後もこういった研修を通して、町内各地域についての学習を続けていきたいと思っています。

最後に、訪問先の集落の方々にはご多忙の中、ご協力を賜りありがとうございます。

先進地視察研修（山口）



に立ち上がり、不在地主の農地を対象に集約を図った結果、およそ三分の耕作放棄地を復旧し、更に地元産大豆などの栽培、加工の取組が平成十八年に県知事表彰を受賞したことを聞きました。

農事組合法人

「ファーム鶴の里」

山口県の周南市では、ナベヅルという鶴の越冬地として、生息地を守ると同時に農作物に対する化学肥料や農薬を使わない取り組み（冬季湛水）

を行い、環境にやさしい農業を実践していました。私たちが訪問した日も、五羽のナベヅルが飛来していました。

今回の研修で先進地に学んだことをこれからの農業に活かせられればと思います。

三年に一度の先進地視察を十一月十三・十四日の二日間行いました。今回は同じ中国地方の二カ所を訪れ、耕作放棄地対策や、環境にやさしい農業について研修しました。

特定農業法人「横尾衛門」

島根県益田市で平成十七年

意見交換 と国会産業建設委員会



七月二十二日、産業建設常任委員会と農業委員会は町内の農地、農業の状況や今後の農業施策に関する意見交換会を開催しました。

自己保全型の転作田や原油高騰の問題、食糧自給率や学校給食の完全米飯化についてなど、様々な意見が交わされました。

「日本は自国の農地で生産可能な量の二倍にあたる作物を輸入しているが、転作で荒らしてしまっている農地が数多くある。この対策を研究していく必要がある」などの意見や、「米づくりの今後の課題はいかに生産コストを下げ、販売価格を高くするかということ。転作などの問題については国へも要望して欲しい」といった要望、「農業は儲からないというマインスイメージがあるが、何故そうなのかを説明することが一つの方法なので今後もお互い協力して頑張っていきたい」など、今後も意見交換をとおして双方が協力することを確認しました。

国へ意見書を提出

昨年、メディアなどで大きく取り上げられた汚染米の食用転売の問題をはじめ、農業を取り巻く様々な課題について、国へ意見書を提出しました。（以降一部抜粋）

「日本が不必要なM A 米の輸入を続けることは、米の国際価格高騰に加担し食糧問題で苦しむ国の状況を一層追い詰めると共に、国内においても生産調整の拡大強化や米価下落の要因として米作農家を苦しめ、さらには輸入米在庫の保管自体が農業関連予算を圧迫し、資材の高騰や価格の低迷にあえぐ国内農業全般への対策に支障を来す懸念を払拭できません。よって、国会（又は国）

においては、国内産業（とりわけ中山間地の農業・農村）を維持し再生産が出来る農業経営を確立するため、次の措置を講ずるよう強く要望する」

一・ミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。

二・生産費を補い再生産可能な営農を補償する措置を講ずること。

邑南町のほかにも、全国各地で意見書が提出されています。



……耕作放棄地実態調査の報告……

昨年の10月から、邑南町内における耕作放棄地の調査を行っています。これは、農林水産省の進める耕作放棄地解消計画（5カ年）に基づくもので、地方において年々増加している耕作放棄地の把握と農地の有効活用を目的に行われています。



昨年十月に、町内各公民館を会場として第一回目の調査を行いました。
図面で町が判断した農地の状況を農業委員と集落の代表者の方が確認するという方法で農地の一筆一筆について次の分別を行いました。

- ・農地利用が不可能な土地
- ・基盤整備を実施し、農地に復元すべき土地
- ・草刈り等で直ちに耕作可能な土地

この資料を元に町で地図の訂正作業を行っており、今後集落内で再度協議を行っていただくための資料となります。

～農地保全の取り組み（羽須美地域川角集落）～

少子高齢化の進む今日、羽須美地域の川角集落では、後世に美しい土地を残そうと皆さんで力を合わせ頑張っています。地元の小学校生徒とのサツマイモの栽培、荒れた農地を耕してのナス栽培などがその代表で、ナスは昨年八〇〇本を植えました。また、地元が賑やかな記憶を残そうと、数年に一度、都市部へ出た方々を迎えての花見や秋祭りも行われています。

世帯数は九戸と少ないですが、日高忠正さんを中心に身近なところから取組を進め、過疎、高齢化に負けない、皆さん方のパワーを感じました。



地元小学校生徒との交流の様子。
農作業の後に豚汁とおにぎりが振る舞われました。



私たちの

環境農業宣言

近年、食の安全に対する消費者の意識が高まっております。農産物においては有機や低農薬、また環境農業という言葉が頻繁に聞かれるようになってきました。

一昨年は有機農業推進法が制定され、有機農業の方向性も示されました。町内でもハープ米が広がり、農地・水・環境保全型農業の取組も始まっています。

今回は、そんな環境農業へ取り組んでいる町内の農業者を紹介します。

～無除草剤米に挑戦～

農事組合法人 赤馬の里（布施）



「赤馬の里」は、組合員数十四戸、集積面積約十畝、平成十九年一月に設立したミニ法人です。設立当初から慣行栽培だけでは消費者確保が難しいと考え、減化学肥料・減農薬栽培を検討していました。

結局、農地・水・環境保全向上実践事業の二階部分（営農支援）で約三畝の「半化学肥料・半農薬」（エコロジー農産物）栽培に取り組むことにしました。慣行栽培しかなかったことのない私たちにとって一からのスタートでした。

農薬については、種類ごとに構成されている成分数を把握し、慣行栽培の半分以下を目指しました（慣行栽培の標準成分数は二十二成分）。また、肥料は元肥にぬかと発酵鶏糞を使用し、極力化学肥料を使わない目標を立てました。さらに今回、除草剤を使用しない栽培ということで、初期除草剤、中期除草剤を使用せず、農薬自体は慣行栽培の六十七パーセント減となっています。

ここからは、無除草剤栽培で出てきた課題について整理してみます。

一、栽培について

①元肥は、約一月前にぬか七十キロ、

発酵鶏糞五十キロを散布し、荒起こしをしておきます。

②移植は五月下旬、稚苗を株間二十六センチで行いました。

③水は、ヒエ対策のため高水で管理し、コナギなどの一般雑草は乗用除草機をリースして除草を行いました。（一週間おきに三回）

二、収穫について

慣行米と同じく九月下旬に行いました。収量は反収三五〇～四五〇キロと、かなりばらつきがありました。

三、課題

①生ぬかを投入したため、移植二週間目くらいからガスが発生し、分けつが遅れた。

②除草機のタイミングが分からず、動力除草を三度行ったものの、場所によつてはヒエ、コナギが繁茂した。結局、人力での除草を余儀なくされた。

二年目は、昨年の経験から、高水管理のため中苗を移植することやガス対策、動力除草のタイミングを研究しながら、反収四五〇キロを目指したいと考えています。



生産者から見た

食の安全・安心

須摩谷 大屋 光宏さん

三十歳の時Uターンし、就農して十一年

目になります。父親は以前から中野のハウ

ス団地（二十アール）を中心に農業を営ん

でおり、Uターン後、矢上の自宅周辺にパ

イプハウスを増設しました。現在の経営面

積は、中野のものと併せて五十アールで、

中野の団地ではきゅうりを、自宅のハウス

ではほうれん草を中心に栽培しています。

きゅうりは、四つのハウスで二月から順

番に植えて栽培し、四月から十一月まで

ずっと収穫が出来るようにしています。一

つのハウスで年二回作ります。

ほうれん草は自宅のハウス十二棟で順番

に種をまき、一年中出荷できるようにして

います。一つのハウスで年四回から六回ほ

うれん草を作ります。

こうして、きゅうりは三十年間、ほうれ

ん草は十年間栽培を続けてきていますが、

当然、連作障害や病気等が発生することが

あります。完全にこれらを防ぐことは不可

能と思いますが、出来るだけ発生しにくい

環境を作ることが重要と考えています。一

番大切なのが土づくりで、堆肥や有機肥料

を使っています。またハウス内の温度・湿

て品種を使い分け、工夫をしています。

農業は天候に左右されやすいものです

が、農家は消費者に対して、「安定的に野

菜を供給する」社会的責任があると考えて

いるので土づくりや栽培管理に配慮し、安

定的な野菜の供給に努めています。近年、

「食の安全と安心」が問題となっています。

安全は科学的に証明できますが、安心は人

の気持ちです。生産者として安全な野菜を

作ることは当然ですが、消費者へ「安心感」

を提供することも責務の一つと思っています。

そのため、自分で販売する野菜には、

すべて産地と自分の名前を入れ、少しでも

消費者へ安心感が提供できるように配慮して

います。

最近では地産地消の流れの中で地元野菜を

注目してもらっています。地元の皆さんの

期待に応えるためにも、安全で安心な野菜

を安定的に供給することが、今後ますます

重要になってくると感じています。

※表紙写真の説明

（写真上）石見地域の須摩谷牧場で放牧されている和牛。中

山間地域等直接支払制度を契機に集落で導入し、平

成15年にスタートしました。

（写真下）放牧中の様子。新聞社からの取材も受けました。



邑南町における農地法に関する申請状況 (H20年4月～H20年12月) 件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
農地法第2条	0	2	1	1	1	0	1	1	1	8
農地法第3条	5	0	5	2	0	3	3	1	6	25
農地法第4条	3	0	4	0	2	3	0	1	1	14
農地法第5条	1	2	6	2	0	2	6	0	3	22
申請合計	9	4	16	5	3	8	10	3	11	69

農地法第2条 非農地証明

農地法第4条 農地転用

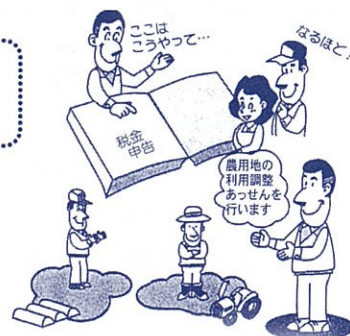
農地法第3条 農地の所有権移転

農地法第5条 所有権移転等（貸借権設定他）を伴う農地転用

農業委員会は こんな仕事を しています

1

認定農業者等への
農地の利用集積、
担い手の育成



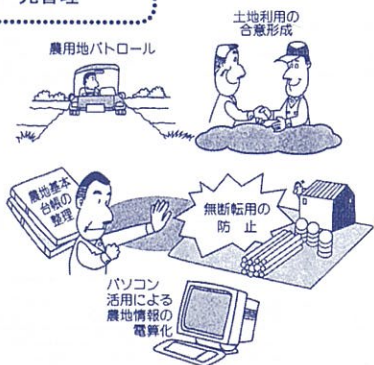
2

農業委員は
地域の「世話役」、
農家の相談相手



4

優良農地の確保と有効利用、
遊休農地の解消、農地法に
基づく許認可
農地情報等の一元管理



3

農家の声を
集めて行政に建議、
諮問に答申



5

新たな
農業者年金制度の
普及と定着



編集 後記



世界で飢えている人々、9億6千万人。つくれる条件がありながら自給率40%の日本、また、その中での飽食。問題となっている異常気象や穀物の高騰などが進む中、お金にまかせて世界の食料を買いあさることは、近い将来許されなくなるでしょう。自給率を上げることは早急な課題です。

田んぼの生きものの調査で、豊年エビを見つけました。田んぼを守ることは、自然や生きもの、風景を守ることにつながっています。農業と暮らし、地域を守るため、しっかりと声を上げ、今年も皆さんと力をあわせてがんばります。